

# 『年金生活者支援給付金 支給金額(改定)通知書・振込通知書』

## <表面>

料金後納  
郵便

親展

大切なお知らせ

差出人 **日本年金機構** 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号  
Japan Pension Service

**!** 開封前にあて名をご確認ください。  
他人あての郵便物が届いた場合は、お手数ですが、開封せずに郵便物の表面に「誤配達」と記載して、郵便ポストに投函してください。

② ご案内は内側にあります。矢印の方向へゆっくりいねいに開いてください。  
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください) ①

①年金生活者支援給付金 支給金額(改定)通知書

(この通知書は、支給金額を証するものですので大切に保管してください。)

令和6年4月分からお支払いする支給金額は以下のとおりとなります。  
なお、この支給金額は、令和6年6月(4月分、5月分)からのお支払いとなります。(改定内容に関しては、裏面①をお読みください。)

給付金の種類	年金生活者支援給付金
基礎年金番号	

◎受給者氏名 \_\_\_\_\_

支給金額(月額)	円
----------	---

令和6年6月1日

厚生労働大臣 印

②年金生活者支援給付金 振込通知書

(初回振込予定日) 令和6年6月14日

以下の金額を、ご指定の金融機関の預貯金口座に振り込みます。  
振り込みは 年 月 から 年 月 までの各偶数月に行われます。(裏面②の振込予定日をご参照ください。)

給付金の種類	年金生活者支援給付金
基礎年金番号	

◎受給者氏名 \_\_\_\_\_

◎振込先 \_\_\_\_\_

◎給付金支払額及び振込額

	年 月の支払額	年 月 から 月の各期支払額
給付金支払額	円	円
調整額	円	円
振込額	円	円

厚生労働省  
官署支出官 厚生労働省大臣官房会計課長 印

## <裏面>

年金生活者支援給付金に関するお問い合わせについて

《改定/振込通知書相談チャット等でのお問い合わせ》

○日本年金機構ホームページでは、よくあるお問い合わせに自動でお答えする「改定/振込通知書相談チャット」を開設しています。  
(24時間対応)

相談チャット  
<https://www.nen.kn.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>

○支給金額の改定に関しては、日本年金機構ホームページでもご案内しています。

ホームページ  
[https://www.nen.kn.go.jp/rokuset-su/nenkingaku/ta\\_u\\_kaitai.html](https://www.nen.kn.go.jp/rokuset-su/nenkingaku/ta_u_kaitai.html)

支給給付金改定 検索

《電話でのお問い合わせ》

給付金専用ダイヤル  
ナビダイヤル  
**0570-05-4092**

●050から始まる電話でおかけになる場合は (東京) **03-5539-2216**

<受付時間>

	月 曜日	午前 8 : 30 ~ 午後 7 : 00
	火 ~ 金曜日	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15
	第 2 土曜日	午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 00

※月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所日初日は、午後7:00まで。  
※土・日・祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

○代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。  
○休日明けや通知が届いた直後は、電話が非常に混雑します。ご了承ください。  
○おかけ間違いには、十分ご注意ください。

①令和6年度の年金生活者支援給付金の支給金額

○年金生活者支援給付金の給付基準額は、物価の変動に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっており、令和6年度は昨年度から3.29%の増額改定となります。  
○また、老齢年金生活者支援給付金の支給金額は、国民年金保険料免除期間を有する場合に、老齢基礎年金<sup>※1</sup>の引上げに伴う改定(増額)も行われます。  
※年金額は、賞金や物価の変動に応じて改定を行う仕組みとなっており、令和6年度の年金額は、昨年度から2.7%の増額改定となります。

【令和6年度の給付基準額(月額)】

給付金の種類	給付基準額
老齢年金生活者支援給付金	5,310円 <sup>※1</sup>
障害年金生活者支援給付金 (1級) <sup>※2</sup>	6,638円
障害年金生活者支援給付金 (2級)	5,310円
遺族年金生活者支援給付金	5,310円 <sup>※3</sup>

※1 実際の金額は保険料納付済期間や保険料免除期間等に応じて算出されますので、支給金額は3.2%の増額とならない場合があります。  
※2 障害年金の等級に応じて給付基準額が異なります。  
※3 2人以上の子が受給している場合は、子の数で割った金額が支給されます。

【決定への不服申立制度について】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決、以下同じ。)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。  
※年金生活者支援給付金額改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。

「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください  
日本年金機構の職員が、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号などをお聞きすることはありません。  
また、手数料などの金銭を求めることもありません。  
不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

②年金生活者支援給付金の振込予定日

年金生活者支援給付金の支払日は年金と同じく原則偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

支払月	支給対象月	支払月	支給対象月
4月	2月分、3月分	10月	8月分、9月分
6月	4月分、5月分	12月	10月分、11月分
8月	6月分、7月分	2月	12月分、1月分

■注意事項

○年金生活者支援給付金の支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金生活者支援給付金振込通知書をお送りいたします。  
※年金生活者支援給付金は、年金と同じ口座にお振込みしますので、年金の振込口座を変更する場合、年金生活者支援給付金の振込先も変更となります。

『調整額』欄の見方

さかのぼって年金生活者支援給付金をお支払いする場合や、年金生活者支援給付金の過払い金を毎月の支払いからお返しいただく場合にその金額を表示しています。

このような場合はお手続きが必要となります

○次の①から③のいずれかの事由に該当した場合は、年金生活者支援給付金は支給されません。

- ①日本国内に住居がないとき
- ②年金が全額支給停止のとき
- ③刑事施設等に拘禁されているとき

○上記①又は③に該当する場合は、必ず届出が必要となりますので、「給付金専用ダイヤル」又はお近くの「年金事務所」や「街角の年金相談センター」にご相談ください。

※右のマークは音声コードです。  
このお知らせに関する内容を  
音声で聞くことができます。